

令和6年度 第1回

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 会議録（要約）

日 時：令和6年5月29日（水）10時00分～11時40分

場 所：西宮市役所本庁舎5階 A541会議室

出席者：【委員】関嘉寛（会長）、相川康子（副会長）、西明直子、清水明彦、白石裕之、
永木嗣也、水城真紀子

【事務局】市民局 局長 堂村武史、市民総括室 室長 森口豊、
財政構造改善推進部 部長 田中隆行、財政構造改善推進課 政策経営担当課長 坂口弘、
市民企画課 課長 河内紀子、同係長 武光真一、同主査 石田真莉子、同主査 黒木千聖

1. 開会

- ・堂村市民局長挨拶。
- ・傍聴に関する取扱いについて
→傍聴希望者なし。

2. 審議事項

議題1 西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正について

○会長

- ・議題1の説明を事務局よりお願いしたい。

○事務局

- ◆河内市民企画課長より、議題1について説明。

○会長

- ・今回は、（提言書に基づき）第2条、第4条、第16条、第17条の4つの条文の改正案について、委員の皆様からご意見をいただきたい。
- ・（事務局の作った）改正案のどちらかを選ぶとか、これが良い・悪いとかではなく、改正案をたたき台として、改めて皆さんからご意見いただきたい。まず第2条について。

○委員

- ・（改正案中の）「市民等と市及び市民等同士」には、「市民等」と「市民等同士」の間に「市」が入っているが、意図してこの順番なのか。「市民等」ときて「市」ときてまた「市民等同士」とくると、混乱しそう。両方必要かどうかは疑問。「市民等」と「市民等同士」というのは、意味があっているのか。

○事務局

- ・まず、「市民等と市」という協働があって、そこに今回新たに「市民等同士の協働」も協働の中に入

るということで「市民等同士」を追加した。何が優先されるかという意味で順番に書いたわけではない。「市民等と市」に加えて「市民等同士」という3つ目の協働という意味で、このような並びとした。

○委員

・「市と市民等同士」だけでは駄目なのか。

○会長

・（協働を）広げていく必要があると提言書に記載があるので、加えたということ。他にご意見は。

○委員

・案2のように「環境整備に努めるものとする」という文言が入ることは良いと思う。

○委員

・案2のほうがしっくりくる。市民と市、市民同士と明確に分ける必要はない。

○会長

・第14条にこの条文を足すということか。

○委員

・足してもいいと思う。

○委員

・そもそも、市民等の「等」というのはどんな人なのか。

○会長

・現在の条例、第2条第2号に定義がある。

○委員

・住所地がなくても、そこで勤務や事業を行っている人のことだと理解した。

・私も案2の方が良いと思う。市が市民同士の連携、協働にまで口を挟む必要はない。「市民同士」という文言は入れる必要はない。

○委員

・今のところ、条例のコンセプト自体を大きく変えることは考えていないのか。

○会長

・今回はそこまで踏み込まない。

○委員

・了解した。

- ・第2条について言えば、「市民等と市及び市民等同士が」という文言は必要。また、「協働と参画」と言うからには、「対等な立場」というのは必要なワード。
- ・これからの市民参画の上での地域づくりのために、協働の推進（第14条）のところで、「市の機関は、市民等同士の協働が進むよう、環境整備に努める」という文言を入れることは非常に重要。市は環境整備をしないとイケない。

○会長

- ・確認したいが、案1の「及び市民等同士」は、入れない方が良いと思うか。

○委員

- ・第14条第3項をつくるのであれば、第2条の中に入れる必要はない。
- ・「理解し合う」ことも大事ではあるが、市民と市と市民同士を一緒にするよりも、むしろ「市民等と市が」のところに、「対等な立場で」というのを入れると良い。

○会長

- ・「あえて市民等、市民と、たくさん書かかない」「市がすべきこととしては、第14条第3項に加えようとしている条文（環境整備）が大事」「理解し合うことで対等な立場になって進めていくことが重要」という意見か。

○委員

- ・対等な立場というのは、市と市民等との関係を言っているわけであって、市民同士のことまで一緒にしてしまうとややこしくなる。

○委員

- ・市民等や市民等同士という言葉は、条例の中の文言として考えれば全然問題ないと思うが、市民に分かりやすいかどうかが一番重要。あまりたくさん書くと、分かりにくくなるという懸念がある。
- ・理解し合うことは大事だが、「市と関係団体が環境整備に努める」ことはもっと大事。

○副会長

- ・「市民等同士の協働」を入れない理由が分からない。
- ・条例を作る前に出された提言では、両方（「市民と市の協働」と「市民同士の協働」）を入れるべきだということになっていたが、なぜか条例が作られるときに削られている。一般的には（他の自治体の条例では）、両方入っているので、西宮市でも今回の見直しで入れておくべき。
- ・「市民等同士の協働が進むよう、環境整備」することは大事なので、第14条第3項に入れることには賛成する。
- ・条文だけだと分かりづらいので、逐条解説で分かりやすく書くことが大事。
- ・市民同士の交流をすべて市が把握する必要はなく、市民同士が行う事業に関して市が記録をつくる必要もない。ただし、助成金や補助金など市の財源が入る場合は、使途等を把握する必要がある。市民同士の協働は理念として入れておいた方が良い。

○会長

- ・この条例自体が、手続きを決めるというよりは理念を示すような条例。どんな姿の協働を、西宮市に関わる人々が西宮市での暮らしをどのように作っていくのが良いのかを示すのであれば、市と市民等だけではなくて、市民等団士の協働も謳いたいところ。そのことが、いわゆるシチズンシップ、自治というものを、皆さんと一緒に考えていきましょうという市の姿勢にもなる。
- ・副会長は、第 14 条に新たにこの第 3 項を入れることについてどう思うか。

○副会長

- ・第 14 条第 3 項に関しては反対する人はいないと思うので、市民団士の協働は第 2 条に入れておいた方がよい。

○会長

- ・市民団士の協働を入れることで、協働を進める、環境整備をする根拠にもなる。市民等の行動を縛りたいという意図ではなく、だからこそ第 3 項で、市はそれをちゃんとやらなければいけないことを規定していく。
- ・細かく考えれば、市民団士の協働をどのように、どこまで規定するのかという議論になってしまうが、全体としては、市の暮らしのあり方をどのように規定していくかが大事。
- ・条文は長くなるが、「市民等団士の」と「理解し合うことを通じて」を合体させる形を案としたい。
- ・「市民等」という言葉は、日常的に使う言葉ではないので、分かりにくいと言えば分かりにくい。

○委員

- ・市民等団士というのは、例えば地域住民と NPO との関係とか、そういったものを全部入れたものことだと条例に書いておく必要がある。

○会長

- ・事業所なども。そういったところが分かりやすいように、逐条解説を含めて読んでもらえる条例を作ることができればよい。

○委員

- ・「市民等団士」という言葉自体は一般的なのか。漢字が 5 個並ぶと、一般市民は拒否反応を起こしそうだ。もう少しやわらかい言葉で言い換えられないか。

○会長

- ・(言い換えると) もっと長くなってしまふ。

○委員

- ・条文(に使う言葉)だからどうしても仕方がない。

○会長

- ・条文としてはこうになってしまうが、解説の中では、例えば、市民や NPO、市外から通学している大学生等も含まれる旨、しっかりと分かりやすい言葉に変えていく必要がある。

- ・少し説明が必要になると思うが、市民、市民等同士、そして市というこの三者の中での参画と協働を進めていこうという理念を、第2条のところで、定義として示したい。
- ・もう一度確認だが、第14条にこの第3項を加えるということによいか。

○他の委員一同

- ・同意。

○会長

- ・第4条について。この案に関して、ご意見ご質問は。

○委員

- ・案1で特段問題はない。

○会長

- ・どちらを選ぶということではない。(新たな)第3案でも良い。

○委員

- ・第2条の協働の定義に「まちづくりを推進するために」という文言が入っているが、それを定義に入れるのは不自然だということで取ったという経緯がある。
- ・第1条には「まちづくりに生かし」と入っている。だから第4条にも「市民等は、参画と協働によるまちづくりに」というように「まちづくり」が出てくるが、自主的で主体的に関わるのが重要。
- ・まちづくりを課題・問題ととらえるというよりも、まちづくりに自主的・主体的に関わる、そういったニュアンスが今は大事。案2のほうが何となくだが、元気が出る感じがある。

○委員

- ・「自らの課題ととらえて」と言いたい気持ちはよく分かるが、ここでこのように規定されるのは、やや言いすぎという感じがする。努力要素的な言い方に変えた方が良い。
- ・公共の利益の「公共」という言葉にはどうしても行政の利益のようなイメージがある。「全体の利益」というふうに言い換えている方が、まだ誤解を生まないと思う。

○委員

- ・案2の方がすんなり入ってくる。なんとなく全体の利益というようにここで謳っていた方が良い。

○委員

- ・公共の利益と全体の利益のどちらが良いかは難しい。公共の利益でも特に違和感はない。全体の利益でも特に問題なく感じるが、案2の「主体的にかかわるよう努めるものとする」という文言はあった方がより良いと思う。

○副会長

- ・案1を支持する。理由としては、公共の利益と全体の利益のニュアンスの違いを出すため。「全体」とすると、少数者が全体のために我慢をする、切り捨てられるようなイメージがより強く出てしま

う。「公共」は、確かに以前は政府や自治体が担うイメージが強かったが、阪神・淡路大震災後は「官と民で新しい公共をつくる」という解釈が広がっている。少数者の意見を大事にするのも公共目的の一つだと思うので、「全体」よりは「公共」の方が良い。

- ・「自らの問題ととらえて」のところだが、ここに参画と協働のまちづくりは一体何のために行うのかのような補足がないと、市民等の役割が漠然としてしまう。「自分の問題ととらえて」のような言葉を入れると「主体的な行動をする」ということにつながる
- ・法条例の表現では「努めるものとする」というのが、一番やわらかい表現。「努めなければならない」という努力義務規定とは異なるので、これでいいのではないか。

○会長

- ・副会長からの意見のとおり、「全体の」とすると「多数者の」と読みかえられかねない。「みんながそう言っているのだから、我慢しなさい」というような。だから、「全体」よりは、「公共」の方が良い。
- ・「公共」という言葉も、「みんなの」や「全体の」というようにとらえられかねないが、「個人個人が勝手に自己利益のためにやるのではなくて、地域や、隣の人たち、市に関わる方々のことも考えて」という趣旨を表現したい。良い言葉を選んで条例にするのか、逐条解説に載せるのかは悩ましいところだ。

○委員

- ・参画と協働に「新しい公共」という言葉が登場したのが、10年ぐらい前だった気がする。西宮市は遅れている。シチズンシップがどうだと言うのであれば、公共というものの意味をもう少し、市役所だけではなくて、NPOなど、色々なところに広げていく必要がある。
- ・公共、パブリックというものを浸透させていくためにも、改正するからには、バックするのではなく、前に進むようなイメージを持てるものが良い。

○会長

- ・今の委員の意見によれば、(案1の)「考慮し」というのは、「今あることを考えて」のような、新しく刷新するというイメージがあまりない表現。「公共の利益を考慮」のところは、文言的にもう少し考える必要がある。
- ・「公共」と「全体」についてずっと考えているとだんだんわからなくなってくるので、少し視点を変える。「主体的に」というのは、理念的には「頑張っ、自分たちで考えましょう」ということを示していて、それをもう少し具体的に提示したものが、「地域や社会における課題を自らの課題としてとらえる」という表現になるという意見があったが、この点について何かさらに意見はないか。

○委員

- ・先ほど、案1は表現が強すぎると言ったが、皆さんのお話を聞いて、この条例案の趣旨からすると、よりはっきり示した方がむしろ良いと考え直した。
- ・「全体」と「公共」については、「公共」という言葉の正確な定義を行政として使うことを考えれば、「公共」の方が良いと思う。「全体」は、とらえようによってなんでも全体になる。条例案としては、「公共」という言葉の方がふさわしい。

○会長

- ・市民等に関してどのような姿勢で取り組んでほしいか、努めてほしいかということを明確に伝わるように条例を変えた方が良いというご意見だと感じた。
- ・案1の表現について、他にご意見はないか。

○委員

- ・「自らの問題ととらえて行動する」ということについては、その通り。
- ・「主体的」という言葉をどこかに入れられないか。「まちづくりに主体的に関わる」ことが重要なので、「自主的主体的に」というように。
- ・「公共の利益」という言葉は古臭い。「全体」というのも違う気がする。何か良い言い方はないものか。

○副会長

- ・事務局に聞きたい。

○事務局

- ・思いつかないので、今のところこの形としている。

○副会長

- ・「公共の福祉」は、もう言葉として定着している。「みんなの」でもない。官と民とで新しいスタンダードとしての“公共”をつくっていくようなイメージだ。

○会長

- ・一つの案として、「考慮」ではなく「作っていく」のような言葉を入れて、「新しい公共の利益を目指し」としてはどうか。

○副会長

- ・「新しい公共」は、条文として定義が難しい。

○会長

- ・何か既存のものだけではなく、新しいものも取り込んでいくというイメージの良い言葉があれば良いと思うが、語彙力が尽きてしまいそうだ。

○事務局

- ・市全体の利益という文言に違和感があり、全体と部分という議論があったので、その辺りを踏まえて「全体の利益」という書き方にした。
- ・市民の方が自らの意見と行動に責任を持つというところで、部分最適を目指すのではなく、全体最適を目指すというような議論があったので、事務局案としては2案の一つとして整理した。

○会長

- ・皆様のご意見だと、部分よりは「全体の利益」となって、それでは個別に目が行かなくなってし

もうということが出てきたのが「公共」という言葉だと思う。

○副会長

- ・公共性としても同じか。

○会長

- ・公共性だと、また難しい。

○副会長

- ・条文としては、きちっとした文言のほうがいいとは思。「公共性を意識し」ぐらいであれば柔らかくはなるが、お勧めはしない。

○会長

- ・ここで決めずに、議論を持ち越しても良いか。

○事務局

- ・なかなか答えが出にくいので、例えば事務局でもう一度考えてみた方が良いかもしれない。

○会長

- ・現状は、じっくり議論ができるスケジュール。ぴったりくる条文はすぐには出てこないようなので、方向性を確認したということで、次に移りたい。
- ・続いて、第16条。「コミュニティ活動の推進」のところで、3つの案がある。それぞれ、コミュニティ活動の目的に何を含まかということ。
- ・案1は、敬意や尊重といった共生社会というものが中心ではないかという意見。
- ・案2は、広い概念で、どのような実体として現れるのかを書きこんだもの。
- ・案3が一番短い文章で、元の条例から「快適な暮らし」を削ったもの。
- ・それぞれ、コミュニティ活動の推進の目的というものを、もう一度アップデートしようとするもの。これらに関してご質問は。

○副会長

- ・基本的な質問だが、西宮市では、広く、自治会やいわゆるコミュニティ、NPOなども全部含めて「コミュニティ活動」という言葉を使っているのか？他の自治体では、「校区まちづくり協議会がやるものをコミュニティと呼ぶ」といったように定義を分けているところもあるので、確認しておきたい。

○事務局

- ・こちらの条文の中で書いてある「コミュニティ活動」については広く全般を含む。

○副会長

- ・了解した。

○会長

- ・他に何かご意見は。

○委員

- ・案1の「地域共生社会の実現のため」という表現は良いと思う。一方で、案2にある「人とのつながりの中で」のような文言は案1に入っていない。案2の「人とのつながりの中で」のような部分を案1に含められたら、もっと良い。

○委員

- ・意味合い的には案1と案2は同じようなところを狙っている気がする。書き方的には、案2のほうがしっくりくる。

○委員

- ・私も同意見。「快適な暮らし」という言葉を外した案3でも、通じることは通じるが、心に残らない感じがある。
- ・案1と案2は確かに同じ趣旨だが、より具体的に、やさしい言葉で書いた案2の書き方の方が、読んでもらう条例としては良い。

○委員

- ・心豊かに暮らすとか支え合うとかいうだけではなく、もっと根本的な人の存在の価値が、それぞれに多様に生かされているコミュニティを形成する、それが西宮のコミュニティのやり方だと思う。その辺りの意味合いが少し入れられたら良い。
- ・一方で、生涯教育の分野では「ウェルビーイング」という言葉が大きく出て来るが、そことの関係がよくわからない。「心豊かに暮らす」あるいは「つながりや支え合い」よりももう少し良い言葉があれば良い。

○会長

- ・近くまで寄っているけれど、核心まで来ていない感じだ。

○委員

- ・それ（核心）が「相互の敬意」ではないかと思うので、案1が良い。案2の「心豊か」は抽象的すぎる。
- ・「つながり」という言葉がどこかにあれば良いと思う。人と人、人と地域、やはり人が中心なので、温かい言葉を入れることで優しさが出てくる。
- ・コミュニティというものは、地域全体ではなくて、人と地域であったり、人と人であったり、人との関わりというものが大事。
- ・条例の文言にしようとするは大変だが、色々なものをひっくるめて「相互」としても良い。

○副会長

- ・私も案1に近い。「つながり」は確かに入れた方が良いが、案1を推す理由は、この条例ができたときよりも、さらに地域におけるソーシャルインクルージョンの必要性が高まっていることだ。お互

いに尊重し合える地域共生社会ということを明確に打ち出した方が、「心豊かに」よりは良い。

○会長

- ・案3のように短くするのではなく、皆さんは案1か案2で考えておられる。
- ・どちらかという、案1の方は結果としてどんな社会を、あるいは地域を作っていくかということを書いて、案2の方は自分たちのそれぞれの暮らしのことを書いていると感じる。もちろん暮らしは社会の中であるので、一緒だと言えば一緒だと言える。
- ・どこに中心を置くか。その地域での暮らしや地域をどのようにしていくことがコミュニティ活動の推進なのかを書くか、コミュニティ活動の先がそれぞれのメンバーである市民等の暮らしに関わっていることを書くか、両方の考え方がある。
- ・この条例の第1条で、どのような地域社会を作っていくかを目的としていることを考えると、書き方の方向性としては、どのような社会を、自分たちの暮らしを豊かにしながら、いかに実現していくのかだと個人的には思う。
- ・参画と協働の先に作っていく社会のあり方まで書き込んでいくか、まずは個人のあり様（よう）といったところにフォーカスするか。何か感想は。

○委員

- ・最初、案2の方が何となくしっくりきたが、「心豊か」ということに対して、皆さんからもう古いということを知って、私は古い人間なのかなと感じた。
- ・案1の「地域共生社会の実現」というのが、何となくよくわからないので案2にしたが、「地域共生社会」というのは、みんなで一緒にいい社会を作っていきましょうということと同じような意味だと思う。

○会長

- ・「地域共生社会」という言葉は、市の総合計画にあるものか。

○事務局

- ・総合計画の地域福祉のところ使われている。

○委員

- ・「地域共生社会の実現」は、完全に地域福祉サイドで使うフレーズ。福祉の世界で概念化されてしまっているの、この言葉を使うことがいいことかどうか。

○副会長

- ・「共生社会」だけのほうがまだ分かりやすいか。

○委員

- ・「共生社会」だけにすると広がるし、地域福祉マターから解放される部分がある。

○副会長

- ・第16条はコミュニティ活動についてなので、それほど広げすぎず、「地域共生社会」という6文字

のイメージも払拭して、「共生社会」だけにするというのも一つの手だ。

○委員

- ・「共生社会」は、あまり聞き慣れない。「地域共生社会」の方がよく聞く。

○委員

- ・最初、案2を推したのは、やや文学的・情緒的な書き方で、条例の文章としてはいかななものかというところもあったが、これぐらい書くとイメージも膨らむし、読み手にとっての理解も進むかと思ったからだ。
- ・ただ、ここで何を一番訴えないといけないかというときに、個々人それぞれいろんな立場の人の存在、まさに市民としてのアイデンティティをお互いが尊重し合うところに最大の意味合いを持たせるとなれば、案1の「地域共生社会」という言葉を使うのは、ぱっと言い表すにはちょうどいい言葉だとは思う。

○会長

- ・ちょっと硬さが残る感じはある。

○委員

- ・一般市民にとってみると、(人それぞれ)違うイメージを持っているかもしれないが、「地域共生社会」という言葉が社会的にきちっと定義されているのであれば、問題ない。

○会長

- ・福祉の分野でそこまで「地域共生社会」ががっちり概念化されているということは、私も知らなかった。

○副会長

- ・厚生労働省のポータルサイトに「地域共生社会」の定義がある。

○会長

- ・概念が限定される文言よりは、もう少し広く使えるのが「共生社会」。「共生社会」というと、例えば外国の方、あるいはジェンダーマイノリティの方など、様々なマイノリティの方々との共生というようなものも含んだ概念に広がる。
- ・市という、ある種の空間的な領域の中だけではなく、もっと広い視野を持って、みんなと支え合いましょうというニュアンスを出すには、「共生社会」というのも良いかもしれない。

○委員

- ・福祉の方でよく使う方法とすれば、「地域共生社会の実現」という置き方と、「共生のまちづくりの推進」のような言い方。その意味で言えば、目的を定める第1条との関係がどうなるかわからないが、「相互に敬意を持って尊重し合える『共生のまちづくり』の推進のため」というように置き換えても良いのではないかと。「共生のまちづくり」というと、あまり限定感はない。

○副会長

- ・(ほかの箇所)「協働のまちづくり」と言いながら、また「共生のまちづくり」が条文に入ることになる。

○会長

- ・皆さんからいただいたご意見は、案1をもとに、案2で示されている「つながり」のような、もう少し分かりやすい文章の書き方を考えていこうということだと思う。(第16条については)また案を練らせていただくということによろしいか。
- ・では、最後の第17条。具体的には、第18条を足してはどうかという案に関して。これは、市長が講ずべき措置ということで、情報の公開というところが示されているのだから、市民が講ずべき措置というものも新設してはどうかという案。新設すること自体も含めて、意見や質問は。

○委員

- ・なし(案2)で良いのではないか。

○会長

- ・なしで良いのか。現状ではこの第17条の次の第18条は検証について。そこに挿入する形で(新規の)第18条を入れてはどうかという案が案1で、案2は新設せずにそのままにしておくものの。

○委員

- ・あってもなくても、どちらでも良い。

○委員

- ・この条例は理念条例なので、「市民が講ずべき措置」として規定しなくても、現状のままで意味合いは分かるし、「公開、公表に努める」ということで良いと思う。

○会長

- ・そもそも、公表について運用がうまくいっていないのではないかという内容が提言書にあったので、条文改正について検討しようという案が出ているもので、しなければならないということではない。

○委員

- ・特にこの第18条を新設する必要はない、つまり案2で良い。市民同士が協働した結果や状況を公表したい場合は、その団体や市民が自主的に、必要だということで公表すると思う。発表する場やプラットフォームを市が作ってあげるというのは大事かもしれない。
- ・「市民が講ずべき措置」を書くと、すべての協働した取組を公表しなさいと言っているのと同じ形なので、当事者の負担が大きくなる。「努めるものとする」なので、罰則規定があるわけではないだろうが、とはいえ条例として出すのであれば、ここはやや行き過ぎの規定のように思う。

○会長

- ・第17条の運用を考えなければならないという提言の中で、市長が市民等同士の協働まで把握する

ことはできないだろうというのが、案1の趣旨。

- ・市民の方から言ってもらえれば、市長の方でも把握できるので、第17条の取りまとめ・公表がよりスムーズになるのではないかというのが新設の第18条のニュアンス。それで第17条と第18条という形で連続している。そもそも、そういったところまでするのかという点も、今ご意見をいただきたい。

○委員

- ・第17条だけでいいのではないか。

○委員

- ・難しい。市が把握することが困難であるためというのであれば、あっても良いかとは思いますが、公表をするよう努めるとは言っても、公表する機会があるのか。市の義務になってしまうのも良くないが、「公表する機会を設けること」のような規定が市に対してあれば良いとも思う。「自主的に公表しなければいけない」というのであれば、公表する機会があると良い。条例の文言として入れるのは難しいとは思いますが。

○会長

- ・公表できるように促すことはあっても、条文にまでこのような形で新設する必要があるのかどうか。

○委員

- ・新設するのであれば、公表に向けて市も機会を設けるようなものであれば良いと思う。

○副会長

- ・第18条として設けることは不要だと思う。市が把握しなければいけないのは、公金を費やしている部分。そこはもうすでにできているので、市民同士の自由なものまで市長が把握する必要はない。皆さんがおっしゃったように負担も大きい。
- ・もし入れるとなれば、新しい項目ではなくて、第4条の「市民等の責務」のところ。(現状の)第4条は、「意見と行動に責任を持つよう努めるものとする」と、結構厳しい言い方で終わっている。この辺りに、「市民同士の知恵の交換」のようなやわらかい規定で入れても良い。あるいは条文とせずに、逐条解説で知恵の交換みたいな話を書けば良い。提言書には、プラットフォームが必要というような意見がかなりあるので、逐条解説で詳しく書いたほうが良い気がする。
- ・まとめると、第18条は必要なく、条文に入れるとすれば第4条で意見交換のようなものを追記する、もしくは、提言書の案も含めて、より具体的なことを逐条解説に詳しく書き込む、ということになるがいかがか。

○会長

- ・もし第18条を新設するのであれば、環境整備といった市の役割も書かかなければならない。ただ、負担が大きいという側面もあるから、どちらかというところ、新設するというよりは、もう少し市民等同士の協働が広がるとか、あるいはそれをサポートすることができるような取り組みといったものを規定した方が良い。
- ・理念的には、第4条や、第2条のところでも議論した第14条第3項も関わってくるので、方向とし

ては、新設しない形で進めたい。

- ・全体を振り返って何かご意見はあるか。

○副会長

- ・条例全体を通じての考え方が、「協働」というのは、「共に動くこと」ではない。「共同」であれば「共に行動する」という定義でいいが、一般的にこの「協働」は、理念や目的は共通するが、必ずしも共に一緒になってやるわけではなくて、バラバラに動いても良いというのが最近の正しい定義。
- ・ただ、第2条も含めて全体を見直すとなるととても大変なので、逐条解説で「ここでいう協働とは、必ずしもみんなと一緒に実行委員会を組んでやる話ではありません」というような補足をしたい。皆さんのご意見は。

○会長

- ・(現状の) 条文でいうと、「共に考え、共に行動する」という表現が第1条からある。理念としては、「一緒に」というのは、本当にそれぞれの立場からというイメージではあるが、「共同」と「協働」とでは… (違いがある。)

○副会長

- ・条文上、漢字は全部「協働」だが、「共に行動することです」という意味で書いている。

○会長

- ・理念を整理しておいた方が良い。「協働」は、役割分担と言ってもいいかもしれないが、「共同」は、誰か一人、全体を見ている人が役割を配分するというイメージ。対して「協働」は、誰かが指示をして役割分担をするというよりは、それぞれが自分たちの視点から役割を果たしていくというイメージ。
- ・「共に」というのが、「協」の字の概念だということは文章からは分かりにくい。逐条解説に書き込んでどうか。これに関して何かご意見は。

○委員

- ・(現行の) 第2条第5号で、協働の定義として「共に行動することをいう」と書いている。これ自体を変えることは…

○副会長

- ・第1条にもある。

○委員

- ・そこだけではないということ。全てを変えることになってくる。

○副会長

- ・非常に大変。

○委員

- ・そこだけ変えてもいけないということ。

○会長

- ・変えるなら一度に変えた方が良いが、抜本的な改正となると時間的に難しくなる。

○副会長

- ・(抜本的な改正は) 提言書にも入っていない。

○委員

- ・ここ(第2条第5号)だけでもきちんとしておいた方が良い。

○副会長

- ・あるいは、第2条第5号の逐条解説で、「共に行動するというのは、必ずしも一緒になって行動するという意味ではなく、目的を同じくして、連携協力していくことを指す」と記載するかだ。

○会長

- ・一度、事務局でも、ここだけで整合性があるか確認してほしい。整合性がある問題がなければ条例を変える案も検討するが、全般的にずれていくようなことがあれば、逐条解説に記載するという形になる。

○副会長

- ・皆さんに、「一緒になってやることではない」というような理解で良いかどうかだけお伺いしたい。

○会長

- ・「共に」というのは、「協働」で、それぞれがそれぞれの立場から意見を対等に言い合って一緒にやっていくこと、バラバラな立場、役割や意見からも一緒のまちづくりをやっていくという意味だという理解で進めていきたい。
- ・以上で、本日の審議を終わりとす。次回は、今日いただいたご意見を取りまとめて、改正案に反映させて、さらに審議したい。

3. 事務連絡

○事務局

- ・次回の委員会は秋頃に開催予定。

4. 閉会

以 上